

「サイバープロテクション(CP)」サービス約款

この約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社ブロードバンドセキュリティ(以下「当社」といいます)の提供するサイバーセキュリティ対策パッケージサービス「サイバープロテクション(CP)」(以下「本サービス」といいます)の提供する条件を定めることを目的とするものです。

第1条(定義)

本約款において、以下の用語は各々以下に定める意味で用いられます。

- ① 利用契約
本約款及びサービス仕様書(以下「本約款等」といいます)に基づき、当社と顧客との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- ② 申込者
当社に本サービスの提供を申込み事業者(ただし、法人格を有する者に限る)
- ③ 顧客
利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- ④ 顧客 ID
顧客を識別するために用いられる符号
- ⑤ パスワード
顧客 ID と組み合わせて、正式な顧客であることを認証するために用いられる符号
- ⑥ エンドポイント
本サービスの監視ソフトがインストールされたお客様の端末
- ⑦ 監視ソフト
当社の指定する EPP(第 9 号で定義する)及び EDR(第 10 号で定義する)
- ⑧ EPP
Endpoint Protection Platform の略で、エンドポイントでのウィルスウイルス対策ソフト
- ⑨ EDR
Endpoint Detection and Response の略で、エンドポイントでの脅威検出と対応を行うもの
- ⑩ SOC
Security Operation Center の略で、EPP や EDR が発するアラートを監視・分析している専門チーム

第2条(本約款等の適用)

1. 当社は、利用契約の内容に従って本サービスの提供を行い、顧客は利用契約及びその他当社が定める条件にてこれを利用するものとします。
2. 本サービスの詳細は、サービス仕様書に定めるものとし、サービス仕様書は利用契約の一部を構成するものとします。
3. 本約款とサービス仕様書の定めが異なる場合、サービス仕様書の定めが優先するものとします。
4. 当社は、本約款等のほか、必要に応じて特約を定めることがあります。顧客は本約款等とともに特約を遵守するものとします。この場合、当該特約は利用契約の一部を構成するものとし、本約款等と内容が相違するときは本約款

等に優先して適用されます。

第3条（本約款の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、顧客の事前の承諾を得ることなく、いつでも本約款等を変更することができます。本約款等が変更された後のサービスの提供条件は、変更後の新約款等に従うものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、当該変更の効力が発生する日以前に、変更後の新利用約款の内容及び効力が発生する日を顧客に通知、本サービス上に表示又は当社所定の方法により顧客に周知するものとします。
3. 顧客が変更後の規約に同意できないときは、第 7 条の規定にかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することによって、利用契約を解除することができます。

第4条（利用契約の成立）

1. 申込者は、本約款等の内容を承諾のうえ、当社所定の申込方法により申込みを行うものとします。利用契約は当社が当社所定の手続きによって申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しない又は留保することがあります。この場合、当社は、拒否の理由その他について一切の開示義務を負いません。
 - ① 本サービスの提供が技術上著しく困難な場合
 - ② 当社への支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合
 - ③ 当社又は本サービスの名誉・信用等を毀損するおそれがある場合
 - ④ 申込内容に誤記、記載漏れ、虚偽又はそのおそれがある場合
 - ⑤ 申込者又はその役職員が、反社会的勢力（第 21 条で定義します）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与がある場合
 - ⑥ 前各号のほか、当社の業務遂行上支障がある場合

第5条（本サービスの内容・提供範囲）

1. 本サービスの内容は、以下の各号で構成され、その詳細は本約款等に基づいて本サービスを提供します。
 - ① お客様サポートセンターサービス
 - ② 監視ソフトとSOCによるエンドポイント監視サービス
 - ③ EDR が発したアラートに応じた通知サービス
 - ④ インシデント発生時の緊急対応支援サービス
 - ⑤ 前号の緊急対応支援をオンサイトで行った場合、その費用を補償する簡易サイバー保険の提供
2. 前項第 5 号のインシデント発生時の緊急対応支援サービスをオンサイトで行った場合、その費用については、一定の条件・範囲内（免責あり）で本サービスに付帯される簡易サイバー保険の対象になります。なお、その詳細はサービス仕様書に定めるものとします。
3. 本サービスの提供地域は、日本国内（島しょ部を含む）のみとします。なお、日本国外で本サービスを利用した場合、当社は所定のサービス提供の保証はいたしません。またそれに起因するトラブル・不具合等について当社は一切の責任を負いかねます。
4. 本サービスの提供対象は、監視ソフトが導入されたエンドポイントとします。

第6条（本サービス利用可能環境の整備）

1. 当社は、利用契約が成立し、かつ第8条の定めに従って本サービスの利用料金の支払いをした顧客に対し、監視ソフトをインストールするために必要な情報を支払い後第7条に定義される利用開始日に通知します。
2. 顧客は前項の通知を受領後、エンドポイントに監視ソフトをインストールします。
3. 本サービスの利用にあたっては、エンドポイントに監視ソフトのインストールが正常にされ、エンドポイントと監視ソフト間のデータ連携が行われていることを当社が確認をする必要があります。

第7条（本サービスの利用期間）

1. 顧客は、本サービスの利用料金の支払いを当社が確認した日の翌月1日（以下「利用開始日」といいます）から原則として利用することができます。ただし、前条に定める本サービスの利用可能環境が整わない場合やその他の理由により実際に本サービスを開始する日（以下「実際の開始日」といいます）とし、実際の開始日が利用開始日以降になる場合があります。この場合において、実際の開始日は「利用開始日」に影響を与えず、当社は利用開始日から実際の開始日までの代金は返還しません。
2. 本サービスの最短利用期間は、利用開始日から1年間とします。
3. 利用期間満了日の2か月前までに、顧客から当社に対して、当社の指定する方法で解約の申込みがなかった場合には、利用期間満了日の翌日を契約更新日として、同一の内容・条件にて利用契約が1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
4. 本サービスの利用期間中に、対象となるエンドポイントを追加する場合、追加された当該エンドポイントは、既存利用契約の一部となり、その初回利用期間は既存利用契約の利用期間満了日までとします。
5. 簡易サイバー保険の保険責任期間については、次の各号の定めに従うものとします。
 - ① 保険責任期間は、本サービスの利用開始日から1年間となります。
 - ② 本サービス契約期間中であれば保険責任期間満了時に、保険責任期間は、さらに1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
 - ③ 本サービスの利用開始日より前、又は終了日より後の期間における緊急対応支援は含みません。
 - ④ 第1号にかかわらず、本サービスの利用契約が解約又は解除等により終了した場合は、簡易サイバー保険の保険責任期間も終了します。サービス提供期間中に発生した事故は補償対象となりますが、サービス提供終了後に発生した事故は保険金支払いの対象外となります。

第8条（本サービスの利用料金、支払方法）

1. 顧客は、本サービスの利用の対価として、当社が別途請求する利用料金及びこれにかかる消費税等を、利用開始日前に当社が指定する支払方法により、一括で当社に支払うものとします。なお、振込手数料は顧客が負担するものとします。
2. 顧客が利用料金の支払を遅滞した場合、当該顧客は、遅滞に係る利用料金のほか、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、顧客が申告したエンドポイントの台数よりも実際にインストールされたエンドポイントの台数が多いことを知った場合、顧客に対して請求した利用料金と本来徴収すべき利用料金との差額を顧客から追徴することができるものとします。
4. 当社は、第3条第3項の場合又は当社に帰すべき事由による場合を除き、利用期間中の全部又は一部の解約等

いかなる場合においても既に払い込まれた利用料金の返金は致しません。

5. 当社は、顧客の同意なく、当社の裁量において本サービスの利用料金を変更することがあります。当社は利用料金を変更する前に顧客へ変更を通知します。

第9条（領収書の不発行）

当社は、顧客に対し、利用料金に係る領収書等の受取証書を発行しません。

第10条（届出事項の変更）

顧客は、当社への届出事項に変更があった場合、変更内容をすみやかに当社に届け出るものとします。

第11条（顧客の協力義務）

1. 顧客は、本サービスの提供過程において、当社より、エンドポイントにおける作業や本サービスの提供に必要な協力を求められた場合、これに協力するものとします。
2. 当社は、前項に定める顧客の協力を得られない場合、本サービスを提供しないことがあります。

第12条（自己責任の原則）

1. 顧客は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、自己の責任と費用をもって処理及び解決するものとします。また、顧客が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスの利用に伴い顧客が当社に対して提供又は伝送する情報（以下「提供情報」といいます）については、顧客の責任で提供されるものであり、当社は、その内容等についていかなる保証も行わず、またこれに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。
3. 顧客は、提供情報について、自らが登録又は送信することについての正当な権利を有していること及び提供情報が第三者の権利を侵害していないことについて、当社に対し、表明し、保証するものとします。
4. 顧客は、顧客が故意又は過失により当社に損害を与えた場合には、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第13条（禁止行為）

顧客は、本サービスの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- ① 本約款等に違反する行為
- ② 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- ③ 当社又は第三者に対する詐欺、脅迫その他の加害行為
- ④ 公序良俗に反する行為
- ⑤ 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- ⑥ 有料・無料を問わず、監視ソフトの全部又は一部を第三者にリース、レンタル、譲渡、引用、再許諾、再販売その他の方法で利用させること

- ⑦ 監視ソフトのトレース、デバッグ、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルもしくは逆コンパイルを自ら行い、又は第三者にそれらの行為を行わせること
- ⑧ 監視ソフトの表示又は当社もしくは原権利者の知的財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること
- ⑨ 本ソフトウェアを日本国外に持ち出す、又は日本国外で使用する事。
- ⑩ 第三者に成りすます行為
- ⑪ 反社会的勢力等への利益供与
- ⑫ 前各号に掲げる行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- ⑬ 前各号に掲げる行為のほか、当社が不適切と判断する行為

第14条（通知）

- 1. 当社から顧客への通知は、電子メール、電話など、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2. 前項の規定に基づき、当社から顧客への通知を電子メールの送信する方法により行う場合には、顧客に対する当該通知は、電子メールの送信がなされた時点から効力を生じるものとします。

第15条（再委託）

当社は、顧客に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者（以下「再委託先」といい、再委託先がさらに別の第三者に委託する場合があります。以下同様です）に委託することができます。この場合において、当社は、再委託先に対し、当社が本約款に基づき負担する義務と同等の義務を負わせるものとします。

第16条（秘密保持義務）

- 1. 当社及び顧客は、本サービスの提供過程において、本サービスに関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上又は営業上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を知り得た場合、相手方の秘密情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示、提供及び漏洩しないものとします。ただし、下記の情報については、秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 相手方から提供もしくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供もしくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
- 2. 当社は、秘密情報を本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 3. 前項の定めにかかわらず、当社は、秘密情報について、本サービスの提供に必要な範囲において再委託先に開示・提供することができるものとします。
- 4. 第2項の定めにかかわらず、当社及び顧客は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密

情報を開示することができるものとします。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合、すみやかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

5. 当社及び顧客は、相手方から求められた場合には、遅滞なく、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を、返却又は廃棄しなければなりません。

第17条（顧客に関する情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスを提供する過程において知り得た顧客情報、提供情報及び顧客（役員、従業員等を含みます）の個人情報（個人情報保護に関する法律に定める個人情報をいい、以下同様です）（以下「顧客情報等」といいます）を善良な管理者の注意をもって管理し、本条その他において別途定めがある場合を除き、顧客の書面等による承諾を得ることなく、本サービス以外の目的のために利用もしくは複製し、又は第三者（再委託先を除きます）に利用させ、開示し、もしくは漏えいしません。
2. 顧客は、当社及び再委託先が次に掲げる目的のために顧客情報等を利用することを了承するものとします。
 - ① 本サービスの提供
 - ② 本サービスに関する案内、問い合わせ対応及び各種通知
 - ③ 当社が提供する役務又は販売する商品の紹介、提案又は助言
 - ④ アンケート調査その他の調査に必要な物、謝礼等の送付
 - ⑤ 役務・商品等に係る品質等の改善又は新たな役務、商品等の開発
 - ⑥ 顧客のウェブサイト閲覧情報（アクセスしたウェブページ、ドメイン名、IPアドレス、参照元情報、使用しているブラウザの種類、アクセス日時、cookie 情報等を含みます。以下同様とします。）の収集及び統計的なアクセス解析
3. 当社は、本サービスの提供により顧客から知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び当社個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、当社は、次の場合には、顧客情報等を第三者に開示又は公開することがあります。
 - ① 本サービスに第三者が提供するサービスが含まれている場合において、当該サービスに関する顧客からの問合せ等に対する調査、回答等を要するために顧客情報等を当該第三者に対して開示する場合
 - ② 法令に従った要請又は法令の手続きにおいて必要とされる場合
 - ③ 当社、再委託先、情報提供元、他の顧客又は第三者の権利を保護するために必要な場合
5. 当社は、顧客情報等について、顧客を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で利用又は公開することができるものとし、顧客は、これに異議を唱えないものとします。

第18条（顧客からの本サービスの解約）

1. 顧客は、利用期間中であっても、希望する解約日の2か月前までに当社に対して書面により申し出ることにより、利用契約の全部又は一部を解約することができます。この場合において、顧客は、当該利用契約の残存期間分の利用料金の未払いがあるときは一括で支払いするものとします。
2. 顧客は、前項の解約日において未払いの利用料金又は支払遅延損害金がある場合には、当社が指定する期日までにこれを一括して当社に支払うものとします。
3. 顧客の責めに帰すべき事由により利用契約の解約ができない場合においても、当社は、当該解約のために対応する義務を負わないものとします。

第19条（当社によるサービスの提供停止、契約解除）

1. 当社は、顧客が本約款等の定め違反し、相当な期間を定め催告したにも関わらず、当該違反が是正されない場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、前項にかかわらず、顧客が以下の各号に定める事由に該当する場合、顧客に通知することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - ① 手形・小切手が不渡りとなった場合、又は仮差押え、差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあった場合
 - ② 公租公課を滞納して催促を受けた場合又は保全差押えを受けた場合
 - ③ 破産、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始（これらに類似する手続を含む）の申し立てがあった場合又は清算に入った場合
 - ④ 信用状態が悪化した場合
 - ⑤ 法令等に違反し、又は違反するおそれのある場合
3. 本条の定めによる解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。
4. 当社は、本条の定めに従い利用契約を解除した場合、本サービスの料金の返金は行わないものとし、解除により顧客に損害が生じたとしても、その責任を一切負わないものとします。
5. 顧客は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社からの通知催告がなくても、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - ① 当社に対する支払義務を一つでも怠った場合
 - ② 第2項各号の定めにより該当した場合

第20条（契約終了後の処理）

1. 顧客は、利用契約が終了した場合には、自己の費用と責任において、本サービスの利用に当たり当社から提供を受けた監視ソフトのインストーラー、ご利用ガイド、資料等（電子データとして提供されたものを含みます）を、利用契約終了後速やかにアンインストール、消去又は破棄するものとします。これらを怠ったことによる不具合や事故等について、当社は一切責任を負いません。
2. 当社は、利用契約が終了した場合には、自己の費用と責任において、提供情報を、利用契約終了後速やかに消去又は破棄するものとします。ただし、顧客を特定できない形での統計的な情報として、提供情報を加工して作成した情報については、この限りではありません。
3. 当社は、利用契約が終了した場合でも、顧客情報を保持することがありますが、当該情報保持の継続について何らの義務を負うものではありません。また、当社は、契約終了した顧客が本サービスを再度契約する場合であっても、以前に提供された顧客情報については利用できません。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 顧客は、自己（取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、相談役、理事、監事、支配人もしくは重要な使用人又はこれらに準じ実質的に経営を支配する者を含みます。以下同様とします。）が、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じる者（総称して、以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 顧客は、自己が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していること。
 - ② 事業の運営・維持に反社会的勢力を利用していること。
 - ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は反復もしくは継続して便宜を供与する等、反社会的勢力の運営・維持に関与していること。
 - ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
3. 顧客は、自己により、又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ③ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ④ その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、顧客が前各項のいずれかに違反していることが判明したとき、又は違反していると合理的に判断したときは、何らの催告を要せず、利用契約を直ちに解除することができるものとします。
5. 当社は、前項に基づき利用契約を解除した場合に顧客に損害が生じても何らこれを賠償する責任を負いません。また、顧客は、解除した当社に損害が生じたときは、これを直ちに賠償しなければなりません。

第22条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、顧客に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
 - ① 本サービス用設備等の点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - ② 本サービス用設備等が事故により停止した場合
 - ③ 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - ④ 本サービスの提供に必要な物品・サービス（監視ソフトを含む）が、第三者より提供されない場合
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、顧客に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、本条に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったこと又は提供を停止できなかったことに関して顧客が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、当社は廃止する3か月以上前に当該サービスの顧客に対して通知を行います。
3. 当社が予期し得ない事由又は法令・規則の制定改廃、天災等のやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において3か月以上前の通知が不能な場合であっても、当社は可能な限り速やかに顧客に対して通知を行います。
4. 本条に定める手続に従って通知がなされたときは、当社は本サービスの廃止の結果について何ら責任を負いません。

第24条（知的財産権）

1. 本サービスに関し、当社が従前から有していたドキュメント及びプログラム（監視ソフト、コンテンツ及びデータベースを含みます。以下同様とします。）並びに当社が本サービスの提供にあたり新たに作成したドキュメント及びプログラムの著作権は、当社又は当社にライセンスを許諾している者に留保されるものとします。ただし、利用期間内に限り、当社は、顧客に対し、本サービスを利用するために必要な範囲内での使用を許諾するものとします。なお、顧客は、当該ドキュメント及びプログラムについて、本約款に定める利用条件の範囲を超えて複製、転載、改変、編集、翻案、翻訳又は送信することはできないものとします。
2. 本サービスに関し、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいい、ノウハウ及び営業秘密を含みます。以下同様とします。）を侵害するものとして、当社と当該第三者との間で紛争が生じた場合には、当社は、自己の責任においてこれを処理及び解決するものとします。ただし、当該権利侵害が専ら顧客の責めに帰すべき事由に基づく場合は、当社は、紛争解決の責を免れるものとします。
3. 本約款等に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関して当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第25条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本約款等の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。
2. 当社は、本約款等の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、顧客の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。
3. 当社は、当社の故意又は重過失よって本サービスに関して顧客に損害（ただし、予見の有無を問わず特別事情に基づく損害、逸失利益及び第三者からの請求に基づく損害を除く）が生じた場合、顧客が当社に支払った利用料金の直近1年間の合計額を基準にして算定した1か月平均相当額を限度として賠償責任を負います。

第26条（免責）

1. 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により顧客に発生した損害については、損害賠償責任を負わないものとします。
 - ① 天変地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - ② 顧客の設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合その他顧客の接続環境における障害
 - ③ 本サービス用設備からの応答時間その他インターネット接続サービスに係る品質・性能の不適合
 - ④ 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入
 - ⑤ 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス、通信経路上での傍受等
 - ⑥ 当社が定める手順・セキュリティ手段等の顧客による違反
 - ⑦ 本サービス用設備のうち、当社又は再委託先の作成・制作に係らないソフトウェア（監視ソフトを含む）又はデータベースの不具合

- ⑧ 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアの不具合
 - ⑨ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合
 - ⑩ 再委託先の業務に関する事由で、再委託先の選任・監督につき当社に過失等の帰責事由がないもの
 - ⑪ 前各号のほか、当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、本サービスに関し、顧客の特定の目的や要望に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、顧客による本サービスの利用が顧客に適用のある法令又は業界団体の内部規制等に適合すること及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
 3. 当社は、第三者の知的財産権を侵害することなく、本サービスを提供します。
 4. 当社は、本サービスの提供に当たり、正確な情報を提供すべく努めますが、顧客が本サービスを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、適時性、信頼性、有用性等を保証するものではなく、これらに関する一切の責任を負わないものとします。
 5. 本約款の定めに従って当社が行った行為の結果について、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、その原因のいかんを問わず、顧客に対するいかなる責任も負わないものとします。
 6. 顧客は、本サービスから得た情報に基づく行為及び不作為並びにこれらの結果について、当該行為を自己が行ったか否かを問わず、一切の責任を負うものとし、当社に対し、いかなる異議及び請求も行わないものとします。
 7. 本サービス用設備等の機器の故障、システム障害、通信回線の不調・断絶、停電等の発生により、顧客ID、パスワード、個人情報その他の顧客に関するデータ等が消失又は紛失した場合であっても、当社は、自らに故意又は重大な過失がある場合を除いて、これにより発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。
 8. 当社は、本サービスを変更又は終了する場合であっても、顧客が本サービス利用のために負担した一切の費用（機材の購入、電話・光ファイバー等の回線の新設・導入、プロバイダーとの契約等に要した費用をいいますが、それに限りません。）についての支払の義務を一切負わないものとします。
 9. 当社は、自らに故意又は重過失がある場合を除いて、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、提供情報の削除又は消失、顧客の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失又は機器の故障もしくは損傷その他本サービスに関して顧客が被った損害につき一切の責任を負わないものとします。
 10. 本サービスに関連して、顧客と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切の責任を負わないものとします。
 11. 本サービスに係る電子メールに関し、送信不能、到着遅延、文字化けその他の不具合が発生しても、当社は、その不具合に起因して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。また、顧客が受信した電子メールを削除又は紛失した場合においても、当社は、当該電子メールの再送信を行わないものとします。

第27条（権利の譲渡等の制限）

顧客は、利用契約上の権利又は義務を、第三者に譲渡又は担保の目的に供してはならないものとします。

第28条（存続条項）

顧客及び当社は、利用契約の期間満了後又は解除後においても第16条（秘密保持義務）、第17条（顧客に関する情報の取扱い）、第20条（契約終了後の処理）、第21条（反社会的勢力の排除）、第24条（知的財産権）、第25条（損害賠償の制限）、第26条（免責）、第27条（権利の譲渡等の制限）、本条、第30条（準拠法、合意管轄）は有効に存続するものとします。

第29条（完全合意）

本約款は、利用契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、利用契約の締結以前に当事者間でなされた利用契約に関連する書面、口頭その他いかなる方法による合意、表明及び保証も、本約款に取って代わられるものとしません。

第30条（準拠法、合意管轄）

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. 本約款に関連して顧客と当社との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（協議）

本約款に記載のない事項又は記載された項目について疑義が生じた場合は、当社及び顧客は、誠意を持って協議のうえ円満に解決を図るものとしません。

2026年5月25日改定